

第5期介護保険事業計画について

佐賀中部広域連合

第5期計画策定

第2回策定委員会資料

■第5期介護保険事業(支援)計画について

平成23年7月11日に厚生労働省によって開催された全国会議においては、次のような考え方が改正案として示されている。

<基本的な考え方>

- 第5期計画は、第3期・第4期計画の延長線上に位置づけられるものです。第3期計画策定時に定めた平成26年度までの目標に向けて、継続的に取りくむものとされている。

(第3期：平成18～20年度 第4期：平成21～23年度 **第5期：平成24～26年度**)

- 今後、①認知症を有する高齢者の数はさらに増加すると見込まれることに加え、②医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者の増加、③単身・高齢者のみ世帯の増加への対応等、喫緊の課題に対応するため、第5期計画では地域の実情に応じて、

- ・認知症支援策の充実、
- ・医療との連携、
- ・高齢者の居住に係る連携、
- ・生活支援サービス

といった、優先的に取り組む事項を計画に位置付けるようになっている。

これについては、各地域が高齢者のピークを迎える時期までに、地域包括ケアシステムを構築するために地域の実情に応じて選択し、段階的に内容を充実させていく取組のスタート地点として第5期計画が位置づけられる。

<改正事項>

第5期計画の策定に際して、改正される予定の主な内容は以下のとおり。

- ① 日常生活圏域ごとの実態に関する調査
全体調査から圏域ごとへの調査への変更
- ② 高齢者居住安定確保計画との整合
第4期までは記載なし
- ③ 事業計画記載内容の変更
全部記載を行っていたものを義務記載事項と任意記載事項に区分
 - ・義務記載・サービス見込量、地域支援事業の見込量、施設居住系の必要利用定員など
 - ・任意記載・サービス見込量の確保方策等、地域支援事業の費用・見込量の確保方策等など

参考 1

< 参酌標準について >

・ 廃止されたもの

○ 介護保険 3 施設及び介護専用居住系サービス^{※2}の適正な整備

^{※2}介護専用居住系サービス：認知症高齢者グループホーム及び介護専用型特定施設

平成 26 年度

要介護認定者数（要介護 2～5）に対する施設・居住系サービス利用者割合：37%以下

・ 継続されるもの

○ 介護保険 3 施設利用者の重度者への重点化

平成 26 年度

入所施設利用者全体に対する要介護 4・5 利用者割合：70%以上

○ 介護保険 3 施設の個室・ユニット化の推進

平成 26 年度

◇ 3 施設の個室・ユニット化：50%以上

◇ 特養の個室・ユニット化割合：70%以上

参考 2

< 介護療養病床の廃止期間の猶予について >

平成 29 年度末まで、廃止期間が猶予されたことに伴い、療養病床に係る第 4 期計画の取扱いを継続する。

（取扱内容）

○ 医療療養病床からの転換分の取り扱い

- ・ 医療療養病床から介護保険施設等への転換分については、一般的な施設等とは別のサービス類型として一体的に取り扱い、年度ごとのサービス量は見込むが必要定員数は設定しないものとします。（この結果定員超過を理由とする指定拒否等は生じない）

○ 介護療養型医療施設からの転換分

- ・ 介護療養型医療施設から介護保険施設等への転換分については、一般的な施設等とは別のサービス類型として一体的に取り扱い、年度ごとのサービス量は見込むが必要定員数は設定しないものとします。（この結果定員超過を理由とする指定拒否等は生じない）